「経営受託者（第十八項第二号に規定する経営受託者をいう。第四号、第八号及び第十号において同じ。）」と、同項第四号、第八号及び第十号中「林業経営相続人」とあるのは「経営受託者」とする。

第二十三条の九第三項第一号中「経済産業大臣認定」を「円滑化法認定」に改め、同項第二号中「第七十条の七第四項第六号」を「第七十条の七第三項第六号」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九条に規定する被保険者（同法第十八条第一項の厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、特定短時間労働者（その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者をいう。第三号において同じ。）を除く。）

第二十三条の九第四項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項に規定する被保険者（同法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認があった者に限る。）

三　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項に規定する被保険者（同法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があった者に限るものとし、特定短時間労働者を除く。）

第二十三条の九第六項中「第七十条の七第四項第十号」を「第七十条の七第三項第十号」に改め、同条第十二項中「第七十条の七第四項」を「第七十条の七第三項」に改め、同条第十五項中「第七十条の七第四項第一号」を「第七十条の七第三項第一号」に改め、同条第十六項中「規定する第一種贈与基準日」の下に「（以下この項及び第三十九項第一号において「第一種贈与基準日」という。）」を加え、同条第十七項中「第七十条の七第四項第十一号」を「第七十条の七第三項第十一号」に改め、同条第十八項中「第七十条の七第四項第十三号」を「第七十条の七第三項第十三号」に改め、同条第十九項中「第七十条の七第四項第十四号」を「第七十条の七第三項第十四号」に改め、同条第二十二項中「第七十条の七第九項」を「第七十条の七第八項」に改め、同項第三号中「第七十条の七第二項第五号」を「第七十条の七第一項第五号イ」に、「同号」を「同号イ」に改め、同項第五号中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第六号中「第七十条の七第十六項」を「第七十条の七第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同項第七号中「第七十条の七第十五項」を「第七十条の七第十四項」に、「同七十条の七第二十九項」に改め、同条第二十三項第六号中「の翌日」を「当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、贈与税の申告書の提出期限）の翌日」に改め、同条第二十四項第三号中「事項」の下に「当該経営贈与報告基準日（以下この項及び次項において「基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間において、認定贈与承継会社が施行令第四十条の八第五項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同条第二十三項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）」を加え、同号イからハまでの規定中「経営贈与報告基準日」を「基準日」に改め、同項第四号中「その経営贈与報告基準日（以下この項において「基準日」という。）」を「基準日」に、「の翌日」を「（当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、贈与税の申告書の提出期限。次号及び第六号並びに次項において同じ。）の翌日」に改め、同項第五号中「第七十条の七第五項又は第六項」を「第七十条の七第四項又は第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第六号中「第七十条の七第十五項」を「第七十条の七第十四項第二号」に改め、同項第七号中「第七十条の七第十六項」を「第七十条の七第十五項」に改め、「当該基準日が贈与税の申告書の提出期限の翌日以後最初に到来するものである場合には、贈与税の申告書の提出期限」を削り、同項第七号中「第七十条の七第二十二項」を「第七十条の七第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十一項」に改め、同条第二十五項中「に規定する」を「の規定の適用を受ける」に改め、「ついて」の下に「基準日の」を加え、「経営贈与報告基準日まで」を「当該基準日まで」に改め、同条第二十六項中「第七十条の七第十四項第二号」を「第七十条の七第十三項第二号」に改め、同条第二十七項第一号中「第七十条の七第十五項第一号」に改め、同項第五号中「第七十条の七第十五項第二号」に改め、同項第八号中「事項」の下に「（その死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間において、認定贈与承継会社が施行令第四十条の八第五項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同条第二十三項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）」を加え、同項第九号中「第七十条の七第十六項第二号」を「第七十条の七第十五項第二号」に改め、同項第十号中「第七十条の七第五項又は第六項」を「第七十条の七第四項又は第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第十一号中「第七十条の七第十六項」を「第七十条の七第十五項」に改め、同条第二十八項第六号中「第七十条の七第十六項」を「第七十条の七第十五項に」に、「第七十条の七第十六項第二号に」を「第七十条の七第十五項第二号に」に改め、同号ロ中「第七十条の七第十六項第二号」を「第七十条の七第十五項第二号」に改め、同号ハ中「第七十条の七第十六項第三号」を「第七十条の七第十五項第三号」に改め、同項第三号中「第七十条の七第十七項に」を「第七十条の七第十六項に」に改め、同項第三十一項中「第七十条の七第十七項に」を「第七十条の七第十六項に」に改め、同項第一号中「第七十条の七第十七項第一号の規定」を「第七十条の七第十六項第一号の規定」に改め、同号イ(1)中「第七十条の七第十七項第一号」を「第七十条の七第十六項第一号」に、「同条第十七項第一号」を「同条第十六項第一号」に改め、同号ロ中「第七十条の七第十七項第一号」を「第七十条の七第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の七第十七項第二号の規定」を「第七十条の七第十六項第二号の規定」に改め、同号イ中「第七十条の七第十七項第二号」を「第七十条の七第十六項第二号イ」に改め、同号ロ中「第七十条の七第十七項第三号」を「第七十条の七第十六項第三号」に改め、同項第四号中「第七十条の七第十七項第四号」を「第七十条の七第十六項第四号」に改め、同条第三十二項第一号中「第七十条の七第十七項第一号」を「第七十条の七第十六項第一号」に、「同条第十七項第一号イ」を「第七十条の七第十六項第一号イ」に、「同条第十七項第一号イ」を「同条第十六項第一号イ」に改め、同条第三十四項中「第七十条の七第二十三項」を「第七十条の七第二十二項」に改め、同条第三十五項中「第七十条の七第二十三項」を「第七十条の七第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同条第三十六項中「第七十条の七第二十四項に」を「第七十条の七第二十三項に」に改め、同項第一号中「第七十条の七第二十二項」を「第七十条の七第二十一項」に改め、同条第三十八項中「第七十条の七第二十四項」を「第七十条の七第二十三項」に改め、同項第一号ハからホまでの規定中「第七十条の七第二十二項」を「第七十条の七第二十一項」に改め、同条第四十項中「第七十条の七第三十二項」を「第七十条の七第三十一項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「第七十条の七第三十一項」を「第七十条の七第三十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項の次に次の十一項を加える。

39　施行令第四十条の八第五十二項に規定する財務省令で定める事由は第十六項各号に掲げる事由とし、同条第五十二項に規定する財務省令で定める数は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める数に調整割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて計算した数と法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時における認定贈与承継会社（第一号に掲げる場合にあつては、同条第三十項第二号イの被災事業所以外の事業所）の常時使用従業員の数とを合計した数とする。

一　施行令第四十条の八第五十二項の規定の適用がある場合　当該事由がその効力を生ずる日から法第七十条の七第三十項第一号に規定する経営贈与承継期間（以下この項において「経営贈与承継期間」という。）の末日までの間にある第一種贈与基準日の数を経営贈与承継期間内にある第一種贈与基準日の数で除して得た割合（当該割合が一を超える場合には、一）